

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

岡山市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年6月6日

岡山市長 大森 雅夫

### 1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続きに移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、指名競争入札を実施する予定です。

### 2 業務の概要

- |          |                                             |
|----------|---------------------------------------------|
| (1) 業務名  | 令和7年度岡山市防災士養成講座業務委託                         |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書のとおり                                   |
| (3) 業務目的 | 地域の防災力向上のため、岡山市が募集した50名を防災士として養成することを目的とする。 |
| (4) 委託期間 | 契約日から令和8年3月31日                              |

### 3 応募要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づく岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されていない者であっても参加意思確認書を提出することができるが、その場合は、参加意思確認書と併せて有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (3) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 特定非営利活動法人日本防災士機構から研修機関として認証を受けていること。
- (5) 令和2年4月1日以降に地方公共団体が発注した防災士養成講座業務委託の履行が完了した実績を有していること。

#### 4 日程及び期限

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 説明書等の交付      | 令和7年6月6日（金）～令和7年6月17日（火）    |
| 説明書等に関する質問受付 | 令和7年6月11日（水）午後5時まで          |
| 説明書等に関する質問回答 | 令和7年6月12日（木）午後5時頃掲載         |
| 参加意思確認書の提出   | 令和7年6月13日（金）～令和7年6月18日（水）まで |
| 指名競争入札予定日※1  | 令和7年6月25日（水）                |

※1 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。指名競争入札を実施する場合には、別途通知します。

#### 5 説明書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報/入札・契約/その他の入札情報/企画競争・その他）からダウンロードすること。

#### 6 説明書等に関する質問の受付及び回答

##### （1）受付方法

電子メールで、メールの件名を「【参加者意思確認質問】令和7年度岡山市防災士養成講座業務委託」として、岡山市危機管理室へ提出すること。

岡山市危機管理室電子メール：tiikibousai@city.okayama.lg.jp

##### （2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載

#### 7 参加意思確認書の提出

##### （1）提出書類

①参加意思確認書（様式1）

②3. 応募要件の（4）、（5）が分かるもの

##### （2）提出方法及び提出場所

持参または郵送により、岡山市危機管理室へ提出

※郵送の場合は、簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。

#### 8 有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

##### （1）提出書類

別表1に記載のとおり

##### （2）提出方法及び提出場所

7に記載の参加意思確認書と併せて提出すること。

#### 9 その他留意事項

- （1）参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- （2）参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （3）提出された参加意思確認書は、返却しません。

- (4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- (7) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとします。
- (8) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。
- (9) 本市の事情により手続きを中止する場合があります。

**【提出先・お問い合わせ先】**

岡山市危機管理室（岡山市保健福祉会館8階）担当：田中

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 電話：086-803-1082

電子メール：tiikibousai@city.okayama.lg.jp

別表 1

| 提出書類                            | 対象                                          | 摘要                                                                                                    |
|---------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 暴力団排除に関する誓約書<br>(兼同意書)          | 全業者                                         | ・指定様式「暴力団排除に関する誓約書(兼同意書)」<br>に必要事項を記入、押印                                                              |
| 使用印鑑届又は委任状(兼使用<br>印鑑届)          |                                             | 申請内容に応じて、いずれか一方を提出<br>・入札・契約の締結等を委任しない場合<br>指定様式「使用印鑑届」<br>・入札、契約の締結等を代理人に委任する場合<br>指定様式「委任状(兼使用印鑑届)」 |
| 印鑑証明書(写し可)                      |                                             | ・申請月から3か月以内に取得したもの                                                                                    |
| 納税証明書(国税)(写し可)                  |                                             | ・申請月から3か月以内に取得したもの                                                                                    |
| 納税証明書(岡山県税)                     | ・市内業者<br>・準市内業者<br>・岡山県内に本社又は委<br>任先がある市外業者 | ・申請月から3か月以内に取得したもの                                                                                    |
| 滞納無証明書(岡山市税)                    | ・市内業者<br>・準市内業者                             | ・申請月から3か月以内に取得したもの                                                                                    |
| 滞納無証明書<br>(代表者の岡山市税)            | 本社の代表者が岡山市に<br>住民登録をしている場合                  | ・申請月から3か月以内に取得したもの<br>・岡山市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明<br>を受けたもの。                                              |
| 【市内業者のみ】<br>社会保険料納入証明書<br>(写し可) | ・法人の市内業者<br>・職員数5人以上の市内<br>個人業者             | ・申請月から3か月以内に取得したもの<br>・指定様式「社会保険料納入証明申請書」で証明を<br>受けたもの                                                |
| 商業登記事項証明書(写し可)<br>(履歴事項全部証明書)   | 法人                                          | ・申請月から3か月以内に取得したもの<br>※法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してく<br>ださい。                                                  |